

13世紀イングランドにおける司教による修道院巡察

その他のタイトル	Bishops of Lincoln ' s Visitations to Monasteries in Thirteenth-Century England
著者	朝治 啓三
雑誌名	關西大學文學論集
巻	72
号	4
ページ	1-28
発行年	2023-03-18
URL	http://doi.org/10.32286/00027989

13世紀イングランドにおける司教による修道院巡察

朝 治 啓 三

はじめに

司教による修道院巡察の歴史的意義を考察するには、時代別に、また地域ごとに事例を研究し、その上で、西欧カトリック世界における信仰の統一性を実現しようとしていた教皇庁の改革方針やその活動の中に、それぞれの時代や地域ごとの事例を位置付ける必要がある。イングランド史上では司教による司教区巡察の記録が組織的に作成され、保存されるのは13世紀末以後であり、15世紀以降の記録は編集されて刊行されている。イアン・フォレスト Forrest はそのうち14、15世紀の記録を用いて当時の社会を再構成する際の史料として活用することの重要性を強調した。ハミルトン・トムスン Thompson は巡察記録を含めて司教文書庫に保存されている記録を網羅的に調査して、司教による司教区行政の組織や制度、役人の構成などを再構成する著書を発表した¹⁾。14、15世紀に比べて組織的な巡察が開始されたばかりの13世紀前半イングランドにおける司教による、修道院や教区への巡察の独立した記録は存在せず、巡察の実態についての研究は、年代記や司教登録簿に垣間見える断片的な事例を紹介する状態にとどまっているのが実情である。

その中でリンカン司教ロバート・グロステスト（在位1235～53年）による修道院への巡察が、ほかの司教による巡察に比べて厳しいものであったことは、年代記作者マシュー・パリスなどの記述から読み取ることが出来、それが当時の高位聖職者や世俗諸侯たち、教皇や国王たちの関心を集める事象であったことが分かる。1215年の第4回ラテラン公会議とそこでの決議カノンに基づく教会改革運動や、1215年のマグナ・カルタ事件以後のイングランド王国の国制史

上の諸事件と、グロステストラ改革に熱心な高位聖職者たちの巡察活動とが、何らかの関係を持つものであったと考えることもできよう。

研究史を回顧して論争点を抽出し、13世紀前半における巡察の実施が持つ歴史的意義についての考察の土台となる論点を提示することを、本稿の課題とする。

一 研究史 1

グロステストの書簡をロウルズ・シリーズの一卷として編纂したルアード Luard はその「解説」において、書簡に読み取れる司教の巡察 episcopal visitation を含めた13世紀イングランドの教会改革について概説した²⁾。グロステストによる司教区巡察について、19世紀末の著書においてスティヴンソン Stevenson は、グロステストはカトリック信仰の理想を実現しようとして、不正を犯した修道院長を解任するなど厳しい態度をとったが、それはイングランド教会の改革のためであった、と述べて、年代記を史料として司教の信仰心を肯定する説明を詳細に述べた³⁾。

20世紀に入ると、グロステストによる修道院巡察に関する詳細な研究が相次いで公表された。グレイアム Graham, R. は、免属修道院や修道会宛に巡察への召集状が発行されていた事実を突き止め、実際にそれらの院長がウェストミンスターへ召集されたことを確認している⁴⁾。巡察実施の事実を確認しただけではなく、その歴史的意義を解明しようとしている。コウルトン Coulton は年代記や刊行された公文書を史料にして、グロステストを含めて13世紀の改革派司教による巡察を網羅的に紹介し、スティヴンソン説が修道院を悪者扱いしていることを批判して、国王巡回裁判との類似性に注目しつつ、巡察によって聖職者・修道士の倫理観を刷新し、結果的に修道院をより良くしたとみなしている⁵⁾。

これらの先行研究を踏まえたうえで、本格的な巡察の研究は1930年公開のハートリッジ Hartridge のヴィカー研究において始まったと言える⁶⁾。本書は

本来、13世紀の教区教会の司祭代行ヴィカーの待遇が何故よくなかったのかを探求する目的で書かれた。ハートリッジの研究に拠れば、13世紀前半イングランドの教区教会で信徒に司牧を施していたのは、大別すれば司祭（レクター）rectorの場合と司祭代行（ヴィカー）vicarの場合とがあり、その下位者としてチャプレンやクラークがおかれている場合もあった。実際には教区教会の数だけの司祭が存在していたはずであるが、複数の教区の司祭職を兼有する例 pluralism も存在していたので、司祭非居住の教区も多くあった。さらに司祭の中には現地に赴任せず、大聖堂において司教のそばで教会行政事務にあたる聖職者もあり、それ以外の理由で現地教区に居住しない不在司祭の割合は高かった。ところで司祭には聖職禄が宛がわれて、その収入源である十分の一税や土地からの産物の他、教会儀式に伴う奉献物が宛がわれていた。しかし司祭代行者ヴィカーには聖職禄は与えられず、俸給 stipend, pension が、司祭から、或いはその推挙権者から支払われていた。その給与額が上記の収入源から得られる額のうちの僅かな部分であり、司祭代行たちは貧窮状態にあったとハートリッジは嘆き、その結果として教区教会における信徒への司牧 pastoral care がおざなりされていた可能性があるとみなす⁷⁾。グロステストが教区教会の司牧者 priests を巡察して、彼らの司牧能力を厳しく調べたのは、司祭代行者こそがカトリック信仰を一般信徒へと普及させる実働者であるともなしていたからであろう。グロステストが司祭代行の司牧能力を発揮させるために、巡察によって不正者を解職し、能力者と入れ替えて、彼らの待遇を改善しようとしていた、とハートリッジは述べている⁸⁾。

ハートリッジがグロステストによるヴィカーの待遇改善の努力にこだわる理由は、教区に居住しない司祭を推挙していたのが、教皇から聖職禄専有の確認を得て、事実上教区を専有していた修道院であったからである。グロステストが教区司祭と並んで修道院を巡察した理由は、修道院による推挙権の不正な行使を止めさせるためであった、とみなしている⁹⁾。修道院が教区教会の司祭職への推挙権を掌握し、被推挙者を通して教区からの十分の一税などの収入を入

手できるようにする慣行を、「聖職禄専有 appropriation」と呼ぶ（これは17世紀以降の学術用語）。修道院などの宗教組織はその権利を世俗領主からの寄進によって獲得し、修道士の一人を教区へ司祭として派遣することもあり得たが、実際にはその司祭は現地には居住せず、期限付きで有給の司祭代行を雇って、現地で司牧を行わせた。ハートリッジは教区からの聖職禄収入の三分の一以下しかヴィカーには渡されなかったと算定している¹⁰⁾。

1122年ウォルムスの協約以後イングランドでは聖職の推挙権と叙任権が分離されて、世俗領主が自己の封土の内に建設した教会の司祭候補を推薦し、その推薦に基づいて司教が司祭を叙任することが制度化されていた。イングランドでは修道院による教区教会の聖職禄専有は常態化しており、司教の許可なしに為されていた¹¹⁾。1179年第3回ラテラン公会議の決議によって、「修道院が司教の許可なく俗人から十分の一税を譲り受けてはならない」、「司教は聖職禄専有された教区の司牧のために規定を作る権限を付与される」ことが決められた。さらに司祭に代わって司牧を行う司祭代行を叙任する資格も司教に与えられた。こうして聖職禄兼有とヴィカー制は第4回ラテラン公会議（1215年）までにはイングランドでは制度化されており、教皇イノセント3世はその制度の一元化、中央集権化を構想していた¹²⁾。

修道院が教区教会の聖職禄を専有する権利を世俗領主から贈与されることを確認 confirm したのは教皇や司教である。イーリ司教が教皇に書簡で「聖職禄専有はカノン法の規定に照らして可能なのか」と照会した際、教皇は「司教の許可があれば可能」と回答した¹³⁾。その結果、司教は教皇の許可なしでも聖職禄専有を確認し得ることになった。聖職禄専有を司教によって確認された修道院が、教区教会へと派遣した司祭が、信徒に対して十分な司牧義務を果たしているか否かを巡察する資格は司教にある。この制度は、巡察結果に基づいてその司祭の司牧が不十分である、或いは非居住であることなどを理由に、派遣した修道院の責任者である修道院長を解任した場合には、専有を確認しつつ、他方でその権利の行使の責任を問うていることになる。また、教皇が聖職禄専有

を確認しておきながら、1215年のラテラン・カノン第3条に基づいて教皇が司教に教区や修道院の巡察を命じて、修道院が派遣した司祭の司牧活動の審査を行わせたことは、教皇の対修道院政策の不整合性を示す。ハートリッジは、修道院長が院の困窮を救うためと称して教皇や司教から聖職禄専有を認めてもらい、院の収入を増加させるために司祭を任命するだけで現地には派遣しなかったり、ヴィカーに僅かな手当しか宛がわなかったりしたとみなして、制度を悪用した修道院長の責任を追及するスタンスで著した¹⁴⁾。グロステストは1250年当時リヨンにいた教皇イノセント4世の面前で、教皇が修道院へ聖職禄専有許可を無秩序に与えたことを警告した。その結果次の教皇アレクサンダー4世は修道院による聖職禄専有を非難した¹⁵⁾。しかしその後も修道院は教区教会の聖職禄専有を増やしていった。ハートリッジは言及していないが、彼の調査結果から我々には、13世紀前半には教皇が一方では聖職禄専有を許可しながら、他方では巡察によって統制したという一見矛盾する司牧方針を採っていたことが判明する。

ハートリッジの研究書公刊の翌年、1931年にチャーニー Cheney C. R. が『13世紀の司教による修道院巡察』を刊行した¹⁶⁾。グロステストによる修道院巡察だけではなく、イングランドと独仏伊における司教による修道院巡察の記録を網羅的に渉猟したうえで、制度、組織、カノン法との関係、実施事例、当事者間の論争点などについて、共通する特徴とイングランド独自の傾向とを指摘した教科書的様式の本である。ここでは一通り内容を紹介し、そこから汲み取れる論点を抽出しよう。

まず分析の前提となる史料を網羅的に紹介している。巡察独自の記録書は15世紀になるまでは出現していない¹⁷⁾。イングランドで司教による修道院巡察は12世紀から行われていたが、年代記、司教登録簿 register、教皇教書 decrees、書簡 correspondence の登録簿 registers、公会議決議 canons などの史料によれば、教区教会へ司祭を推挙する権限の審査、修道院内の倫理状況の審査を目的としていた。司教の登録簿は巡察の記録ではなく、司教区の司牧や行政、財

政に関するメモであり、15世紀以後の巡察記録とは全く異なる。これらに対して修道院側の記録には、司教巡察に伴う接待費用への不満、教皇から得た免属特権 exemption への侵害などが、修道院独自の利益を確保する目的で書かれている¹⁸⁾。

チーニーの最初の論点は司教による巡察がいつ、どのように制度化されたのかについての年代考証である。826年ローマ公会議で「修道院長は司祭であるべき」と決められ、その結果司祭の叙任者としての司教を通して修道院が教皇の支配下に入った。しかし例外も多く、司教による修道院への介入を制限する教皇令も存在する。その後教皇レオ3世は教区教会と修道院に対する司教の巡察を毎年実施することを提唱し、1214年ルアン教会会議決議は修道院巡察を司教に命じた。1215年の第4回ラテラン公会議決議第12条を受けて、イングランドでは1222年にカンタベリー大司教ラングトンが、オクスフォード教会会議で司教による修道院巡察実施を公表したことで、修道院に対する司教の監督権が制度化された¹⁹⁾。

ところが、ラテラン公会議以後にも教皇は修道院に対する直接的支配を放棄しなかった。例えばイノセント3世の次の教皇ホノリウス3世は、修道院が司教の巡察を拒否し得る内容の特免 dispensation, すなわち免属特権を与えるという内容の書簡をル・ピュイ司教やアミアン司教宛に送った。他方次の教皇アレクサンダー9世は、司教による修道院巡察実施を命じた。その一方で免属特権を持つ修道院をも含めてすべてを巡察せよとの教皇令は、ホノリウス3世時代にスペインの Calahorra 司教や、レオンのコンポステッラ大司教宛にも出されている。司教の巡察権と教皇の免属特権授与行為とは明らかに対立しており、教皇と司教を階層制の上下関係で理解すると、司教の独自性が失われてしまう。修道院側はこの矛盾を衝いて、司教巡察に抵抗するために司教の巡察を拒否するべく教皇庁へ上訴した。それに対して教皇は免属特権を認めつつも、司教を支持して巡察を実施させた。司教区巡察の制度化過程から判明するのは、13世紀イングランドの司教と修道院との間に免属特権問題が生じていたと

いうことである²⁰⁾。

具体的には13世紀イングランドの修道院は巡察を受け入れたのか、それとも免除されたのか。イングランド13世紀に免属されていたベネディクト派修道院は、カンタベリの聖アウグスティヌス、ウェストミンスタ、ベリ・セント・エドマンズ、セント・オーバンズ、イヴシャム、マームズベリの6例のみである²¹⁾。そのうちウェストミンスタ修道院は、1221年ロンドン司教 Eustace が巡察する際に、抵抗して教皇庁へ上訴した。教皇庁は仲裁人に判断を委ねたのち、調査結果に基づいて、1222年に修道院側が免属特権を再確認されることで決着した²²⁾。では免属修道院に対する司教の巡察権が否認されたのかと言え、必ずしもそうではなかった。免属修道院が聖職禄専有している教区教会への司教による巡察は実施されたからである²³⁾。

教皇によって司教の巡察権の位置付けは異なっていた。アレクサンダー4世は司教に免属修道院への巡察を許可したが、ウルバン4世は修道院の特権を認めた。カノン法、普遍法 *jus commune* に従うと司教の巡察権を保障することになる。この状況をチーニーは、教皇庁の中央集権化政策、司教区行政の制度化の中で、金銭的必要から免属特権を与える例が増え、カノン法の規定が増やされたとみなしている²⁴⁾。

次にチーニーは、第4回ラテラン公会議以後の司教巡察が目的としていた司牧の徹底、修道院における規律の徹底が実際に生じたのかを具体的に紹介している。普遍法には巡察の具体的手続きは殆ど見出されていない。教皇書簡登録簿を史料にしてチーニーが再現した手続きを紹介する。巡察開始前に司教から修道院長宛に巡察通知を送る。修道院長と修道士会が巡察を受け入れる旨の回答を書面で巡察者到着時に示す。司教は到着すると儀式の後、説教し司教区スタテュート（会議決定）を公布する。巡察時の審問項目を予め修道院側に伝えておき、回答させる²⁵⁾。集団での回答もあれば修道士個人ごとの質疑もあった。修道士は宣誓の上回答させられた。その結果偽証は犯罪となるため、宣誓不要化を教皇庁に申請した修道院もあり、イノセント4世はそれを認めたが、

グロステストは教皇を批判し、彼の巡察時には宣誓させた。そのため、修道士会は院内の不正があっても巡察時には隠した。院長が沈黙を命じた例もあった。或いは逆に、院内の派閥対立を巡察者に暴露して、司教権による決着を目論む例もあった。巡察終了後司教から修道院長宛に改善すべき点の提示があり、次回までに解決しておくようにとの警告が発せられた。警告を受け入れなかったり、改善を図らなかった修道院長は司教によって破門された²⁶⁾。

修道院巡察のこれらの例からチーニーは、修道士たちが巡察を司教裁判権による公平客観的な裁判の場とは見ていなかったと結論すると同時に、司教の司牧活動としての巡察に修道院が協力していたとはみなしていない²⁷⁾。また巡察が修道院側に嫌われた理由の一つが、接待（プロキュレーション）であり、本来は宿舎と食事の提供であったが、13世紀には金納化されており²⁸⁾、小修道院の場合には負担となっていたからだ。グロステストがリヨンで教皇に、接待を口実にした過剰な金銭授受を非難したように、教会や修道院の司牧改革に熱心な司教はいたが、カンタベリ大司教 Boniface of Savoy による管区巡察は、教区民からはロンドン司教の巡察に屋上屋を架すものとして非難された²⁹⁾。イノセント3世は巡察実施・司牧の徹底の効果とプロキュレーションの受領とを結びつけていたが、イノセント4世は「公的有益さ」のためと称して司牧とは結びつけなかった³⁰⁾。プロキュレーション金額の上限規定は13世紀末までには反故にされた。チーニーは高位聖職者の悪意を指摘する。修道院という組織をカトリック信仰の普及徹底という目的のために協力させるという、イノセント3世以後の教皇庁の意図は、司教巡察によって果たされたのかと言えば、現在までの史料調査では、その証拠を挙げる事が出来ていない³¹⁾。

司教による修道院巡察はどの程度の回数実施されたのか。ヨーク大司教 Romeyn は在位11年間に32の修道院に対してのべ55回巡察した。4回巡察したのが1院、3回巡察が6院、2回巡察が8院、1回は17院であった。ウスタ司教 Giffard は33年間在位し、27修道院に対して97回巡察した。6回巡察が3院、5回が7院、4回が6院、3回が3院、2回が3院、1回が5院であった。フ

ランス・ノルマンディのルアン大司教 Rigaud は21年間在位し、49院へ682回巡察した。リンカン司教区は広大なので司教だけでこなせず、代理人として大助祭による巡察も行われた。司教巡察が行われた後、その司教区を含む大司教管区を、大司教が更めて巡察することは、カノン法に規定されてはいない。1222年ホノリウス3世はカンタベリ大司教ラングトンに、大司教巡察を為さなかったことで叱責の書簡を送った。1245年リヨン公会議でイノセント4世が大司教巡察を認めた。しかしグロステストを含めてイングランドの司教たちは大司教巡察には批判的であった。チーニーは大陸では大司教巡察が行われていたことを参考にした上で、修道院に対して大司教が巡察するのはイングランドでは特異な現象とみており、司教はこの点で反対し、大司教が司教の権限を侵害せず、司教が同意した項目についてのみ実施されたと解している³²⁾。

第2次大戦後1946年にムアマン Moorman, J. R. H., が13世紀イングランド教会史を刊行し、その中で、司教による修道院巡察を、それまでの諸研究の成果を包括する形式で解説している。私有教会概念による教区教会への司牧の候補者をマナ領主が推挙する権利と、教区の信徒の司牧を修道院が維持しているという任務との対立、或いは共存が図られたのか、という視点で説明される。13世紀に、農業収入の相対的低下に伴う世俗領主の貧窮化、修道院への借金が生じた結果、推挙権が修道院へ移転譲渡された。こうして修道院による教区教会の聖職禄専有 appropriation が生じたと説明される。（ここではマナの領有権そのものではなく、教区教会の聖職禄からの収入が修道院に入るという権利を指す。）リンカン司教区では司教 Hugh の時代に、修道院によって聖職禄専有された教区は15教区あり、そこからの年収は141^{ポンド}であったと算定され、そのうち修道院取得分は89^{ポンド}、残り52^{ポンド}が15人のヴィカーを維持する費用として使用された³³⁾。これらの修道院収入は本来は司牧目的、すなわち救貧、旅人宿舎、介護等に使用されるべきものであり、建物維持費への使用も教皇庁によって認められていた。しかし実際には修道士の小遣いや、修道院へ派遣されていた在俗聖職者への手当としても使用されていた。司教はこの傾向を批判したが、教

皇は修道院からの求めに応じ聖職禄専有を確認した。通常の推挙権の移転には司教の許可が必要であり、グロステストは極力否認したが、彼の後の司教は許可した³⁴⁾。

教区の信徒側から見ると、修道院が推挙した司祭が、現地に居住せず、十分の一税を私物化し、司牧活動がないなどの不満が生じた。司教が司祭や司祭代行を叙任する権限を通して、修道院を統制する余地は残されている。ムアマンは司祭代行の待遇については上記のハートリッジの説をそのまま踏襲し、彼らが司牧者の資格（最低でも助祭 *deacon* の資格）を取得していた割合が、修道院が推挙した司祭よりも高かったことを指摘して、聖職禄専有に関する修道院の悪意を読み取っている³⁵⁾。修道士でありつつ、世俗世界から隔離されずに教区司祭に叙任された者もいた。ベネディクト派が多いが、シトー派、アウグスティヌス律修参事会派、テンプル騎士団でもその例はある³⁶⁾。

ムアマンは自ら司教でもあり、当時の社会の対立や論争を歴史学的に論じることはしていない。それでも修道院による聖職禄専有が、教区の信徒の司牧を不十分にしか果たせていなかった原因であると指摘しており、司教グロステストがそれを改革するために巡察したことを称えている³⁷⁾。

ムアマンの著書公刊の翌年1947年に、ノウルズ Knowles, D. の中世イングランド修道会史全3巻が刊行された。自身が修道士でもあるノウルズはキリスト教信仰に関する浩瀚な著作を刊行し、多くの学会の長を務めた学者として、本研究書において彼以前の修道院に関する諸研究の成果を取り入れたスタンダードな見解を提示した。その内容を紹介する。

イングランドの司教による修道院巡察は、1215年の第4回ラテラン公会議決議によって制度化された。そこには免属修道院への巡察についての規定はなく、St. Albans などベネディクト派の免属修道院は司教巡察を免除されていた³⁸⁾。しかし司教が司教区内の全ての修道院を巡察し始めたため、巡察に反対する修道院側が教皇に上訴した結果、ホノリウス3世は教書 *Ea quas* において、上訴者の主旨に反して免属修道院への巡察を命じた。その後も免属修道院

長は連帯して司教巡察に反対し続けた。カンタベリ大司教ボニフェイスによる1250年の管区巡察は、この反対への対抗措置として実行された³⁹⁾。リンカン司教区の15世紀の司教巡察に関するハミルトン・トムスの包括的な研究⁴⁰⁾に拠れば、カノン法では司教巡察の開催頻度は4年以内に1回程度とされるだけで、明確な規定はない。司教以外の例えば参事会による巡察の例は稀であった。巡察手順はステレオタイプ化しているが、ノウルズはそこに歴史性を読み取るべきであると提唱している。これまでの巡察に関する諸研究は修道士のモラル・規律違反の重点を置いてきたが、それではありふれた生活記述の羅列に終わると警告している⁴¹⁾。

以下ノウルズは司教座ごとに巡察に関する記録を渉猟して、特徴を列挙している。例えばヨーク大司教管区の巡察では、大司教 John of Romeyn の時代に律修修道会に対して6度も巡察した。Bridlington 修道院巡察では金貸しをしているユダヤ人を修道院内に受け入れていたことが指摘されている。1287年大司教 Romeyn は小修道院 Blyth in Nottinghamshire への巡察結果に基づいて、規律が遵守されておらず会計報告が不備であることなどを指摘し、従わなかったフランス（ルアン）出身の修道士を祖国へ送り返した。外国に籍を置く修道会のイングランド内修道院へも司教巡察権が行使されていたことが分かる。1275年大司教 Giffard の巡察では修道院内の修道士による蓄妾事例が見いだされ、破門された。財務調査では、経理係 Bursar が利益を上げるように金銭工作していた事例や、不正なコロディ（院内寄食権）運用の例が発見され、警告された⁴²⁾。修道院内に道徳的規律の緩みや利益追求心が実在していた証拠となる。

ヘリファド司教区では、司教カンティループが開始した訴訟をカンタベリ大司教が引き継ぎ、次の司教へと伝える例が報告されており、司教間の連携の具体例となる。このような事例研究の結果、ノウルズは「巡察は有効な修道院改革手段であり、外部機関による規律維持において最も強力な方法であった」と述べている。規律の緩みが生じた原因を経済状況の変化に置いているが⁴³⁾、具

体的な変化のメカニズムを説明しているわけではない。彼が挙げる事例から判明するのは、巡察に関する教皇庁やカノン法の統一した規定はなく、記録が語るのは巡察地域ごとの慣習が優先されているという実情である。

ベネディクト派などの修道会に対して、13世紀初めからイングランドに展開した托鉢修道会の活動を高く評価しているのもノウルズ説の特徴である。それまでの修道院に対して、改革の要求を出しても効果が薄く、信徒への司牧のために托鉢修道士が司祭に叙任されることが13世紀前半に教皇の主導で広まった。マシュー・パリスが所属する既存の修道会はこれに反対した⁴⁴⁾。ノウルズの修道院研究からは、13世紀のイングランドの修道院には改革されるべき倫理的、経済的、また外国籍に由来する課題などがあったこと、その改革を担ったのは教皇、司教、托鉢修道会であったことなどを確認でき、重要論点の一つが修道院による聖職禄専有であったことが判明する。

二 研究史2

修道院の免属特権に起因する規律の弛緩、それを修正する司教による巡察という視角を主とするこれまでの諸研究に対して、1950年以後に新しい研究動向が読み取れる。1955年にウッドが修道院の推挙権について、修道院と司教との関係をめぐる論争と捉えられていたそれまでの諸研究に加えて、国王や世俗諸侯の聖職推挙権と司教の聖職叙任権との関係を論点とする研究書を刊行した。

彼女の著書は論争となっていた点を示す具体例を挙げている。1258年3月14日、国王評議会において、Walter Mertonの懸案についての国王カウンスルの回答としての国王声明が記録されている。その文面は国王の主張を次のように語っている。イングランドでは空位期の司教或いは修道院長が管理する教会の聖職への推挙権は、その領域の後見権者である国王や世俗諸侯に属しており、聖職叙任権は司教に属するという慣習がある。しかし司教は司牧者としての権利と、聖職禄としての教区の属す荘園の領有権を併せ持つており⁴⁵⁾、推挙権と叙任権を一体のものとして主張し、国王が主張する後見権 *custody* に対抗させた

と⁴⁶⁾。ウッドは、司教が推挙権と叙任権を一体のものとして主張した理由は、この当時、教皇が教皇庁に勤務するイタリア人聖職者にイングランドの聖職禄を与えるいわゆる教皇叙任が横行していた状況に対抗して、イングランドの聖職への推挙権も叙任権もイングランドの司教にあるとの立場を表明したものであると⁴⁷⁾、解している。一方国王や世俗諸侯の主張は、空位聖職禄は教皇や司教のものではなく、その荘園を寄進した世俗領主の世俗財産であるという内容である。司教へ司教領を宛がったのは国王であり、修道院へ自らの領土の一部を寄進したのは世俗領主である。司教空位期にはその地の収入を受け取る権利は国王に、修道院長空位期にはその権利は寄進した世俗領主にあるという主張とみなし得る。国王や世俗領主が空位期の領地管理権・後見権を行使して、収奪を行った例は多くみられる。

この空位期の聖界領の管理権は、13世紀初め、ヘンリ3世の未成年時代に国王役人による管理方針が緩められて、司教座聖堂参事会或いは付属小修道院によって管理され、修道院の場合には修道士会が管理し、国王や寄進した諸侯へ会計報告することが認められていた⁴⁸⁾。これは空位期だけの措置で、世俗領主の推挙権や司教の叙任権は残っている。空位期だけではなく、世俗領主は領地を修道院へ寄進した場合、その寄進地の中にある教会の聖職への推挙権は領主にあるとみなした。領主が土地ではなく推挙権だけを修道院へ譲渡した場合に、既に述べたように領主や修道院は教皇や司教から認可を得ていた。修道院による聖職禄専有が生じて、教区の信徒への司牧がおろそかになることもあり得た。

1257年の教会会議で司教たちは空位期間中に、国王や世俗諸侯の後見権管理者が司教領や修道院領を収奪していると不満を述べ⁴⁹⁾、マグナ・カルタを引用して違反者を破門すると脅した⁵⁰⁾。同じ不満は1261、80、1309年の教会会議でも出された。「空位中の聖職禄管理者が、修道院の聖職禄専有の対象となっている教会からの十分の一税や貢納物を取得し、その教会への推挙権をさえ奪っている」と⁵¹⁾。通説では聖職禄推挙権を悪用して世俗化した修道院が不当な利

益を教区から引き出し、司牧を軽んじているとみなされてきたが、その修道院へ推挙権を寄進した国王や世俗領主は、院長の空位を利用して、修道院を取奪していた⁵²⁾。

グロステストは1243年に、Bardney 修道院長が司牧上の事件で廃位された後、派遣された国王の後見権管理人が、「廃位された修道院長を復位させるように司教に求めた」と避難している⁵³⁾。修道院長の解任は司教の権限であり、それを覆すよう世俗権力者が司教に要求するのは、教会裁判権への侵害であると、グロステストは主張している⁵⁴⁾。推挙権しか持たない者であれば修道院長の復位を要求することはあり得ない。領有権や後見権をもつ世俗権力者の司牧への介入も論点の一つである。

修道院が教区司祭の推挙権を取得するには司教の許可が必要だが、その際口実とされたのは修道院の貧困であった。ウッドはリンカン伯 Henry de Lacy が Kirkstall Abbey へ借金返済費を賄う旨の約束をしたという例を挙げている⁵⁵⁾。リンカン伯は Stanlaw 修道院による教区教会の聖職禄専有を資金援助で助けた⁵⁶⁾。これらの例は世俗領主が寄進・譲渡後も修道院への利害を保ち続けたことを推測させる。

13世紀イングランドの司教による修道院巡察に関する個別実証研究はその後しばらく途絶える。1977年にアメリカ人の法制史研究者ロウドゥズが、教会裁判権に関する教科書を公表した。著書は司教巡察の制度については詳述しているが、その中にグロステストへの言及はない。出典注を見る限り、個別史料への言及はなく、パウイク、チーニー、ムアマン、ハミルトン・トムスンらの先行研究が挙げられている。本書には13世紀から15世紀末までの期間を時代別ではなく一括して視野に入れて考察し得て、その時代にはイングランドには完備した制度と国王権力が隔々にまで行き渡っていた王国が実在していたかのような想定が読み取れる。

巡察についての説明を見よう。「中世イングランドの司教巡察は司牧に基礎を置くとは言え、世俗の対応物（=国王巡回裁判）に似て、法を強制する目的

で派遣される，巡回する役人によって在地人に押し付けられる公式審問のセットそのものである⁵⁷⁾。「修道院の精神性を更新するという目的を達成するには，巡察は修道院長の協力が必要で，…破門という手段は最終手段であり，それは財政不備や個人の倫理性欠如を修正するために使われた。」「修正は巡察時に為され得ることもあったが，後日派遣される役人任せにされた。」「教区巡察は大助祭によっても巡察されたが，修道院は司教自身が巡察した。」「管区レベルでは，カノン法では大司教管区に属司教 *suffragans* に巡察する許可を与えている。大司教の巡察は司教を審問することを含み，その次に大聖堂参事会，教区，修道院巡察へと続く。」「どのレベルの巡察でも反対勢力がいた。大司教が司教を巡察する際には，財政的搾取問題と司教の司法権に関する反論があり，大司教は属司教に譲歩した。修道院レベルの司教巡察での反論は修道院の免属特権への配慮の要望であり，修道院は金銭で巡察を免れようとした。」⁵⁸⁾

ロウドゥズは司教の裁判権の制度や組織が司牧から独立して存在して機能しており，制度運営中に生じる諸問題を指摘し，司教がどのように解決していたのかを説明するというスタイルをとっている。既に見た先行研究者が指摘しているのは，カノン法は巡察について一貫した説明を備えているわけではなかったし，教皇庁の司教巡察に関する政策は内部に矛盾を含むものであり，時代とともに大いに变化したことであるが，これらの点はこの書物では無視されている。制度としての教会裁判所に関する説明も本書には記載されているが，教会裁判権と世俗裁判権との関係を，著者はどのように見ているのか。教会領からの収入に関する訴訟を司教裁判所が独占することへの世俗裁判所の不満を著者は重視している。彼の「司牧は司法に邪魔された」との指摘は，司教による裁判を司牧の一環とは捉えていないことを示している⁵⁹⁾。

司教登録簿を精密に分析する研究動向が1980年代に始まった。その研究者の一人はスワンソンである。司教登録簿には司教が教区司祭やヴィカーを叙任したという結果しか記されていないので，被推荐者の司牧能力審査の過程は不明

のままである。叙任された司祭には聖職禄が宛がわれる (collation) が、必ずしも本人が教会に常駐するとは限らず、司祭代行やチャプレン、クラークなどに司牧を代行させた。これら下級聖職者への待遇については既にハートリッジが研究しているが、スワンソンは司教登録簿の調査をもとに、「聖職禄を宛がわれなかった司牧代行者の推挙権が修道院、大学のカレッジ、病院、ギルドにあった」ことを確認した。彼らへの宛行は、給与 pension だけではなく、コロデイ、司教のファミリア員や学校職員としての接遇などであった。修道院がヴィカーを推挙した場合には、司教は修道院を信用して、審査せずに叙任した例があるとスワンソンはみなしている。他方、15世紀までは国王やその政府がヴィカー任用に関する世俗法を制定した例は無いという⁶⁰⁾。

1990年代にはバーガー Burger, M. が、司牧者としての司教という視点を一新して、司教区行政統括者としての司教と、そのもとで行政実務にあたる官僚としての司教ファミリア (家政) やオフィシャルズ (官僚) という図式で、巡察や聖職禄専有を説明しようとする研究を相次いで公表した。オフィシャルズがファミリアと同一の身分や待遇のまま行政職をも担うようになった (ファミリア内説) とみなすヘインズやオーウェンに対して、チーニーはファミリアから出立してオフィシャルズになったとみなし、ストーリーは両者を別物とみなす。バーガーは *Regisitrum Antiquissimum of Lincoln the Cathedral* を史料として検証した結果、両者は別組織であるが、人的にはファミリア出身でオフィシャルズになった人物が多いことを指摘して、家政と官僚制行政との入交状態であったと結論している⁶¹⁾。

さらにバーガーは進んで、行政役人となったオフィシャルズたちと司教との人的結びつきの強弱を、登録簿やロールを史料として、聖職禄宛行 collation 儀式を司教自身が行ったのか、大助祭などに任せたとのかによって判定した。その結果、司教自ら儀式を行った割合は、司教ヒュー Hugh of Wells は31%、グロステストは2%、レキシントン Lexington は0%、グレイヴズエンド Gravesend は8%、サットン Sutton は0.4%であったと判定して、司教の代替

わりごとに人的親近性が薄れていったと結論した⁶²⁾。ファミリアとしての司牧活動ではなく、司教区行政役人としての、官僚的働きぶりが濃厚であったであろうとみなしている。

これらの成果を踏まえたうえで、2012年にバーガーは司教区行政についての自身の見解を公表した。バーガーの結論を先取りして述べれば、司教は司教区という王国の一部の領土を支配する地域統治者であり、彼に叙任された下級聖職者はその統治権行使の末端で働く行政官僚であったということになり、統治者としての司教が下級聖職者という官僚を、叙任や聖職禄宛行などによって養い、彼らが不正を働いた場合には解任し禄を剥奪し、また司牧義務違反の場合には破門や聖職差止などの手続きで処罰したという、あたかも近代の私企業のガバナンスとして説明し得るという内容である。

その行論の中で重要な要素が、聖職禄 benefit の宛行 collation であり、これは司教のみが為し得る権限であるが、司教は推挙権者 patron の推挙 present に基づいて行政官僚の審査委員会の審査を経たうえで、司祭 rector へと叙任 institute した。被推挙者は推挙されるために推挙権者に支払いを行い、聖職禄を宛がわれる際には司教に支払いをした可能性があるが、これら事実上のシモニアは記録には表れない。修道院へ土地を寄進する世俗領主は、その土地に建つ教会の司祭の推挙権 advowson を自身で維持したまま、土地だけを寄進する場合もあるが、土地と共に推挙権をも修道院へ寄進する場合もあった⁶³⁾。その修道院は与えられた推挙権を使って教区教会への司祭を司教に推挙し、司教がその推挙を許可し叙任すれば、修道院に好都合な人物が教区の聖職禄を手に入れるが、修道院は彼を通して教区からの十分の一税や教会儀式の収入の幾分かを上納させ得た。さらには修道院が修道士を司祭として派遣することは修道士の世俗化を結果するので、司祭職を宛がわれた修道士を修道院内に留め、司祭代行（ヴィカー）を雇用して、僅かな給与で教区での司牧任務を果たさせた。その結果、修道院は教区教会の信徒のための司牧活動を実際には行わず、雇われたヴィカーが能力不足の場合には、教区信徒が儀式や告解、聴聞、赦しの秘

蹟を受けられないという事例が生じたと記録されている。

これらの事例からバーガーは、司教区行政は次第に司牧実務から遠ざかり、世俗官僚による地域行政に近づいたとみなしている⁶⁴⁾。修道院による聖職禄専有 appropriation も取り上げられているが、従来説のようにそれを制度の悪用によって私利を貪る修道院、それを巡察によって取り締まる司教という構図によってではなく、修道院と司教とは同じ利害を共有していたとみなす⁶⁵⁾。修道院が教皇から免属特権を得て司教巡察を拒みえたことの歴史的意義、或いは巡察によって司教から処罰された修道院や、大聖堂参事会などが、司教の措置を不当として教皇庁へ上訴した際、教皇が司教を保護しつつ、上訴者にも配慮した審判を下したことの意味などは、論じられてはいない。

2000年以降には司教の修道院巡察をめぐる新たな論点が提示されるようになってきた。デントン Denton, Jeffrey は、1291～92年の教皇ニコラウス4世による聖職者課税の課税資産評価記録をデジタル公開する計画に取り組み、教区で司牧にあたった司祭、ヴィカー、地方助祭長 rural dean, チャプレンたちの資産を割り出し、修道院による教区司祭の推挙、教区財産の私物化の実態を網羅的に調査出来るとみなしている⁶⁶⁾。チャーニーによれば彼らに司牧役を押し付けた修道院が、教区からの聖職禄収入を私物化したとみなされていたが、13世紀後半以降、宗教改革前までのアウグスティヌス律修参事会修道院254院のうち、聖職禄専有していた修道院は37院であったこと⁶⁷⁾、Hodgsonによればベネディクト派修道院119院が聖職禄専有を行っていたこと、ラムジー修道院は30教区以上の推挙権を持っていたが、その内聖職禄専有をしていたのは数例であったことなどのデータを紹介している。さらに司祭へと叙任された人物の家系調査も紹介され、13世紀後半からは現地居住のジェントリ家系の子弟が叙任されていることを指摘する⁶⁸⁾。

デイヴィス Davis, A. は13世紀中期ノルマンディのルアン大司教 Eudes Rigaud の巡察記録を分析し、グロステストが巡察に込めた司牧精神に通じる要素があるとみなす。その上で、ノルマンディの修道院がイングランドに子院

を有していたが、イングランド王としてのジョンやヘンリ3世は、それらの修道院への推挙権を行使していたこと、またノルマンディの修道院がイングランドに有す子院の領地を、1248年にヘンリ3世が接収したため、ルアン大司教は渡英してヘンリへの臣従を行ったことなどを指摘し、イングランド内の修道院領の封土権をめぐる聖俗の関係や、アンジュー家当主による領有権主張の事実にも研究者の目を向けさせた⁶⁹⁾。

他にはフォレストが主として14、15世紀の巡察記録を社会経済史の史料として用いることの有効性を主張している。またラッシュ Rasche は修道院による教区聖職禄の占有について概説する論文を公表しているが、新しい論点の呈示は見られない⁷⁰⁾。

司教による修道院巡察という歴史事象をめぐる研究史を回顧して判明したことを再確認しておこう。一つは修道院による聖職禄専有と司教による巡察との関係をめぐる論点である。13世紀前半イングランドの司教たちは、1215年第4回ラテラン公会議決議を踏まえて、1222年にオクスフォード教会会議を開き、司教区内の教区教会において末端の信徒にまでカトリック信仰が行き渡る様な、司祭による司牧が実践されているか否かを調べるため、教区巡察を実行した。世俗領主が推挙権 *advowson* を持つ場合には、彼は自己の子弟や息がかりの家政役人を推挙したことから考えると、自己の領地内にある教区教会を自己の領地民支配に役立たせるという意図が窺える。世俗領主が信仰上の理由で、或いは借金のかたに推挙権を修道院へ寄進すると、修道院が推挙権者となる。修道院は修道士或いは、修道院に帰属する人物を司祭として推挙し、その人物が司教から教区教会を宛がわれると、それを聖職禄とみなして、そこからの収入を修道院へ上納させた。司祭或いはその代行者にはコロディを宛がうか、僅かな年俵を与えて雇用した。司祭やヴィカーが現地居住しない場合、信徒への十分な司牧が為されなかった。

司教は修道院巡察時に、聖職禄専有の結果、教区教会での司牧が十分になさ

れていないことを発見すると、修道院長に警告し改善を求め、果たされない場合には、グロステストの巡察の場合のように院長を解任した。解任された修道院長がその処分を不当として教皇庁に上訴した結果、事件として記録に残ることになった。教皇庁の審判では司教の巡察権を正当とみなしたが、同時に修道院長の処遇には現地の慣習を用いよと付け足す場合もあった。

研究史を回顧した限りでは、論者が司教の巡察を正当とみなし、修道院による収入確保のための聖職禄専有を世俗化の証とみなして批判する立場からの論証が多く見られた。第二の論点は教皇による修道会への免属特権の授与と、司教への修道院巡察命令との整合性についての論点である。司教巡察から免除される免属特権を与え、聖職禄専有を修道院に許可したのは教皇であるから、司教に巡察を命じた教皇の行動は矛盾していることになる。複数の論者が指摘している。教皇はイングランドの聖職へ自己の甥や家政役人たち（多くはイタリア人）を宛がうよう、イングランド司教たちへと強制し（いわゆる教皇による聖職叙任）、グロステストなど司教は司牧活動を蔑ろにするものとして激しく抗議した。教皇による叙任は、司教区内司牧を統括するように命じたイノセント3世の方針に反する行為であり、教皇庁の世俗化の例と研究者はみなしている。

推挙権を行使する際に被推挙人から推挙権者である修道院へ上納金が支払われた可能性があるが、記録には残らない。司教が聖職叙任する際にも上納があった可能性があるが、これも記録されていない。シモニアも司教巡察の対象であった。

これまで検討した研究の中では扱われてこなかった論点は何か、節を改めて考えよう。

三 司教の巡察と世俗領主権

世俗領主が持つ聖職推挙権 *advowson* はコモンロー上の概念であり、12世紀後半ヘンリ2世の法改革によって作られたアサイズという手続き (*assize of*

utrum, of darrein presentment) によって、世俗領主の土地保有権とその付属権を保護する目的で作られ運用された。これに対して、推挙 presentment は世俗領主や修道院が司教に対して司祭候補者を推薦する実務であり、教会法の用語である。（推挙権者 patron は聖俗どちらの推挙者にも用いられる慣用語。）世俗領主が修道院へ聖職推挙権を寄進した場合、推挙権付の土地保有権の移転なのか、推挙権のみの移転なのか、その手続きの運用や正当性をめぐって訴訟が起きていたことを、これ等の手続きが作られたことが語っている。修道院が推挙権を行使した場合に、推挙された司祭候補者と、世俗領主が推挙した候補者が同一の教区の聖職禄をめぐって権利対立したという例を、バーガーやウッドが挙げている⁷¹⁾。世俗領主による寄進という行為が手続きや書式の点で確定していなかったために、二重の推挙が存在し得たことを裏書きする。言い換えれば、修道院による聖職禄専有は、司牧行為の実践の有無を争う教会裁判権の事象であるだけでなく、土地保有やその土地に付属する権利に関わる世俗裁判所の管轄事項でもあり得た。ジョウンズ Jones などの法制史研究者は、聖俗裁判権の境界線問題としてこの事象を「解釈」しているが、ヘルムホルツ Helmholz は「聖職者の聖域としての教会法ではなく、聖俗両者にわたる教会法と教会法廷の管轄事項に関わる事象として」解釈し、「世俗権力はこのような聖俗裁判権の在り方を尊重していた」とみなしている⁷²⁾。

修道院による聖職禄専有と司教による修道院巡察という事象は、二つの問題点を孕んでいた。一つは世俗裁判事項と教会裁判事項との重層性に関わる問題である。推挙権 advowson はコモンローに基づいて世俗裁判権が管轄し、推挙 presentment は教会裁判所の管轄事項である。世俗領主が持っていた推挙権を何らかの事情で修道院が保有することになった結果、修道院が推挙権を保持するという状態は、世俗裁判と教会裁判のどちらにでも属す可能性が生じた。もう一つの問題点は教皇が修道院に免属特権を与えながら、司教に修道院巡察を命じたという、政策の矛盾ともいえる態度についての問題点である。修道院巡察の結果、不正な会計処理や修道士の道德問題に加えて、教区教会への司祭派

遣を怠った修道院長が解任されていることから、聖職禄専有と司教の巡察とは密接に関係していたと言える。修道会内部の独自の巡察制度を備えている修道会への教皇庁による免属特権の賦与という現象と、司教への修道院に対する一般的な巡察命令とは、別の現象ともいえるが、実際に巡察した司教が、調査に協力せず教皇庁へ上訴する修道院長たちに悩まされ、リンカン司教グロステストはリヨンまで出かけて教皇イノセント4世に抗議したように、直結している。

これら二つの論点は、13世紀のイングランド国制とも関係している。世俗領主が修道院へ土地を寄進する理由の一つは信仰心や先祖供養であるが、より現実的な目的は封主への軍事奉仕を逃れる方法の一つとしての保有権の移転である。寄進によって世俗領主は封土が減少することになり、その分だけ封主への軍事負担や付帯義務は減少する。修道院への寄進の理由は信仰心だけではなく、それを負担するのは保有権を移転された修道院であるが、実際には修道院が騎士を抱えることは少なく、契約を結んだ騎士に有給で軍事奉仕役を果たさせた⁷³⁾。封建軍制の階層制の頂点にいるのは最高封主としての国王であり、封建的軍事義務が、修道院などの法人が代替者として、非封建的であるが騎士に相当する者を差し出す手続によって生じる軍事力の衰退は、王に不利益を与えた。この状況への対策は、王が諸侯や騎士との交渉の末、1279年の死手法によって、パーラメントで一応決着した。

それに至る経過として、1258年に始まった諸侯による国制改革運動の初期段階で、諸侯が国王に求めた国制改革項目の一覧の中に見られる、「寄進者である諸侯には修道院長の後任を推挙する権限があるが、国王の管理権 *custody* がそれを規制して許可制とし、それが決着するまで国王が軍役を徴収しているので、是正を求める⁷⁴⁾」という要求が重要である。こうして見ると、修道院への推挙権の寄進・移転は国王、諸侯、修道院、司教を関係者とし、イングランドの国制に関わる問題点ともいえる状態になっていた。

国王、世俗領主などの世俗権力者と、司教や修道院などの聖界の権威とは、個々の事象では利害対立したであろうが、お互いの存在理由を認識すれば、協

力し合う立場であった。司教による修道院巡察の審査事例を、社会的影響の面から研究すれば、この認識の必要性を理解できるであろう。上記の諸論点を解明すべく、司教巡察に関する記録類の実証研究が次の課題である。

注

- 1) Forrest, Ian, 'The Transformation of Visitation in Thirteenth Century England', *Past & Present*, 221, 2013, pp.3-38; Hamilton-Thompson, A., *The Organization of the English Clergy in the Later Middle Ages*, Oxford, 1947.
- 2) Luard, H. R., *Roberti Grosseteste Epistolae*, Rolls Series, 25, 1861, London, xxv, xlii, xliii, lxvii, lxix, lxx, lxxi, lxxv, lxxvi, lxxvii. 大聖堂参事会所属の教区教会への巡察と、それに起因する対立についても述べている。歴史学的評価を下しているわけではない。xli-xlv. 拙稿「司教の巡察をめぐるグロステストと聖堂参事会の論争」『関西大學文學論集』71-4, 2022年, 45-71頁参照。
- 3) Stevenson, F. S., *Robert Grosseteste*, London, 1899, pp.85-167.
- 4) Graham, Rose, 'A Papal Visitation of Bury St. Edmund's and Westminster in 1234', *English Historical Review*, xxvii, 1912, pp.728-39.
- 5) Coulton, G. G., *Five Centuries of Religion*, II, 1200-1400, Cambridge, 1927, pp.233-252.
- 6) Hartridge, R. A. R., *A History of Vicarage in the Middle Ages*, Cambridge, 1930.
- 7) Hartridge, *op.cit.*, pp.30, 31, 36-41; Stevenson, *op.cit.*, pp.126-31, 133-37.
- 8) Hartridge, *op.cit.*, pp.52, 81.
- 9) *Ibid.*, pp.9, 39, 77; *Chronica Majora*, Matthew Paris, Rolls Series, iii, 1876, p.306.
- 10) Hartridge, *op.cit.*, pp.3-4, 9, 34, 41-46. 出家した修道士が、教区に出向いて司牧を行うことが規律違反にならないのか、という疑問に対しては、852年のマインツ公会議で、司教には司牧権があることが確認された。922年コブレンツ公会議で「修道士は司教に従属して司牧を行う」ことが確認され、その結果修道士が司祭職に就任してもよいとみなされたたと解している。ヴィカーに司牧を代行させる行為は926年には存在していた。イングランドでは13世紀初めまでは修道士による司牧職就任の例は稀だった。pp.10, 11, 185-87.
- 11) Hartridge, *op.cit.*, pp.23-27, 31, 34.
- 12) *Ibid.*, pp.7, 9, 30, 31.
- 13) *Ibid.*, pp.28-31.
- 14) *Ibid.*, ch.4, pp.57-76. 特に pp.71-72.
- 15) *Ibid.*, pp.77-78.
- 16) Cheney, C. R., *Episcopal Visitation of Monasteries in the Thirteenth Century*, Manchester

U. P., 1931, 2nd. ed., 1983. 本書は初版から50年を経て再版され、著者はその冒頭に初版以後の研究史を添えているが、付け加えるべき新研究書は殆ど無いと言い切るほどの完成度である。

- 17) Cheney, *op. cit.* p. 1. その後の研究に拠って13世紀末には散見されることが判明している。Forrest, I., *op. cit.* 拙稿「グロステストと聖堂参事会の論争」『関西大學文學論集』71-4, 45-71頁。
- 18) Cheney, *op. cit.*, pp. 1-16.
- 19) Cheney, *op. cit.*, pp. 19-21, 21-23. 511年オルレアン公会議で、修道院の司教への従属規定が決められた。
- 20) Cheney, *op. cit.*, pp. 26-28, 30-37, 39.
- 21) Cheney, *op. cit.*, p. 39. ステイヴンスンはイヴシャムとマームズベリを外していた。Stevenson, *op. cit.*, p. 149.
- 22) Matthew Paris, *Chronica Majora*, iii, ed. Luard, 1869, p. 67; Cheney, *op. cit.*, p. 42.
- 23) Cheney, *op. cit.*, pp. 46-49.
- 24) Cheney, *op. cit.*, pp. 44-50, 52-53.
- 25) Cheney, *op. cit.*, pp. 72-77. パートン年代記にその一例が掲載されている。*Annales Monastici*, iii, 1866, pp. 300-301. グレゴリウス9世のスタテュートにもその例が記載されている。修道院の経理に不正はないか、資産が正当に管理されているか、修道院規律は守られているか、聖務が執行されているか、病人介護、旅人接待が為されているか、違反した修道士はいないか、などが質問された。記録したのは司教の書記で、会計監査をしたのは司教公証人であろうとチャーニーはみなしている
- 26) Cheney, *op. cit.*, pp. 69, 78-88.
- 27) Cheney, *op. cit.*, pp. 69, 103.
- 28) Cheney, *op. cit.*, pp. 89-91.
- 29) 拙稿「1250年リヨンにおけるグロステストとイノセント4世」『関西大學文學論集』70-4, 2021年。Cheney, *op. cit.*, p. 106.
- 30) Cheney, *op. cit.*, pp. 104-105, 107. グレゴリウス9世は教令(デクレ)においてプロキュレーションの金額上限を定めた。イノセント4世時に西欧全体の規定となる。*Chron. Maj.*, vi, 1882, pp. 289-90. カンタベリー大司教ボニフェイスは1253年、1261年の巡察時には金額の上限規定を守った。Cheney, p. 108; *Ann. Mon.*, iii, pp. 190, 446.
- 31) Cheney, pp. 112-117.
- 32) Cheney, pp. 125-27, 135-137, 138, 145-148.
- 33) Moorman, J. R. H., *Church Life in England in the Thirteenth Century*, Cambridge, 1946, p. 38; *Rot. Hugh de Welles*, I, pp. 181-7.
- 34) Moorman, *op. cit.*, pp. 40-42, 43. 推挙権者が修道院に推挙権を委ねたのち、修道院が目的

13世紀イングランドにおける司教による修道院巡察（朝治）

外使用をしていると、1259年教皇アレクサンダー4世に訴えている。*Ann. Mon.*, i, 1864, pp. 487-8.

- 35) Moorman, *op.cit.*, p. 49. 司教 Hugh of Wells は在任中ストウ, オクスフォード, バキンガムの3つの大助祭区に123人の司祭代行 vicar を叙任 institute したが, その内 deacon 資格者は5人, acolyte が5人, clerk が8人であった。一方同時期ヨーク, カンタベリ, リンカンで司祭 rector になったもののうち, 司牧資格者は20~25%しかいない。司祭代行は548人中441人 (80%) いた。
- 36) Moorman, *op.cit.*, p. 51.
- 37) Moorman, pp. 382-385.
- 38) 免属特権を得た修道会は, それぞれの内部に独自の巡察制度を備えていた。Knowles, David, *The Religious Orders in England*, vol. 1, Cambridge, 1947, p. 85.
- 39) Knowles, *op.cit.*, pp. 79-81. (Pantin, W. A., *Documents illustrating the activities of the General and Provincial Chapters of the English Black Monks*, 3 vols, Camden Society, 3rd ser., XLV, 1931, app. 1)
- 40) Hamilton-Thompson, A., *Visitations of Religious Houses in the Diocese of Lincoln*, Lincoln Record Society, I, II, 1915, 1919. introduction.
- 41) Knowles, *op.cit.*, pp. 81-2.
- 42) Knowles, pp. 90, 91, 94-95, 106, リュイス小修道院はクリュニー派小修道院であるが, 1288年内部の巡察制度によって英語を話せない院長が見いだされている。注61も参照。
- 43) Knowles, pp. 99-101, 110, 112.
- 44) Knowles, pp. 183-185, 186-7, 192-200.
- 45) Wood, Susan, *English Monasteries and their Patrons in the Thirteenth Century*, Oxford, 1955, pp. 87-88. Walter は国王家政官僚であり, 大法官や最高司法官を務め, 最後はロチェスタ司教になった。オクスフォードのマートン・カレッジの創設者でもある。
- 46) *Calendar of Patent Rolls, 1247-66*, pp. 619-20. 「イングランド及びイングランド教会における聖職禄 ecclesiastical benefice への推挙権 patronage 及び聖職への推挙 presentation においては, ある特別な慣習が観察されている。それらのうちには次のように主張しているものもある。すなわちいかなる場所, つまりいかなるマナや特権領も, その付属権を含めて, 期限付き契約であれファームであれ, また扶助 maintenance であれ嫁資 pro dotaliciis であれ, その他のいかなる方法であれ, 出家, 在俗, 男女を問わず, また聖職者, 俗人を問わず, 誰にであれ, 委託 assign されているが, そのような権利委託 assignment によって, そのようなマナに設定されている教会へと推挙する権利は, 必ず, マナと共に移転している。但し, その委託契約に留保や例外規定がある場合は除くが。また司教のマナにおいては, 司教が推挙の権利 patronage や聖職任命権 institution を持つ場合には, 推挙権は絶えず, 上に述べた慣習に基づいて, マナととも

に移動する。その際、空位司教座修道院長位においては、国王も国王の諸侯も、彼に空位時のマナの後見権が付属している場合には、そのマナに存在している教会への推挙権を獲得する。他方、聖職への叙任権 institution は、聖界 spiritual 権 right を委ねられている metropolitan 司教或いはその他の者の手に残る。というのは、司教区においての司教、或いは教皇特権 pontifical right を持つ大修道院長でさえも、自己のマナの教会を譲渡しているけれども、その理由は、それらのマナにおいては推挙権と叙任権がともに移動するものであるということなのだが、にも拘らず、彼らは彼等のマナやバロニーであるとの理由で推挙権を保ち続ける。その推挙権がマナから派生したものならば、或いはマナが上記の如くに付属権付で他人へと委託されているならば、推挙権はそのマナとともに移動する。聖職叙任権はその後もその聖職者の職権を理由として司教らに留まる。

Walter de Merton の仕事に関して国王カウンスルによって。]

- 47) グロステストもこの問題で1250年にリヨンで教皇に抗議した。拙稿「1250年リヨン」
- 48) Wood, *op.cit.*, p. 84; *Calendar of Patent Rolls, 1216-25*, p. 254. ジョンヤ未成年期のヘンリ3世は院長死後次の院長就任までの間、修道院領のファーム化をも認めた。Wood, *op.cit.*, pp. 84-5.
- 49) *Chron. Major.*, vi, p. 353.
- 50) *Ann. Mon.*, i, p. 420.
- 51) Wood, *op.cit.*, p. 95; *Ch. Maj.*, vi, p. 353; Richardson & Sayles, *Rotuli Parliamentorum hactenus inediti*, p. 108; *Cal. Close Rolls, 1279-88*, p. 213.
- 52) Wood., p. 138. 1250年、国王は推挙権を利用して自己の家政役人に聖職禄を宛がうことも意図していた。
- 53) Luard, *Epistolae*, pp. 308-9. Letter 102.
- 54) Wood, *op.cit.*, p. 140. 前教皇ニコラウス4世の聖職禄専有許可を次の教皇ボニフェイス8世が取り消した時、イングランド国王エドワード1世がその回復を願い出た。そして司教が許可を出す際に、金銭支払いを受け、人々はシモニアと呼んだとウッドは述べている。
- 55) Wood, *op.cit.*, p. 141.
- 56) Wood, p. 139.
- 57) Rodes, Robert E., *Ecclesiastical Administration in Medieval England, The Anglo-Saxons to the Reformation*, Notre-Dame University Press, London, 1977, p. 135.
- 58) Rodes, *op.cit.*, pp. 135-137; Cheney, *Episcopal Visitation*, pp. 54-103 ; Knowles, *Religious Orders*, i, p. 112.
- 59) Rodes., pp. 142, 150.
- 60) Swanson, R. N., 'Titles to Orders in Medieval English Episcopal Registers', in *Studies in Medieval History presented to R. H. C. Davis*, ed. by Mayr-Harting & Moore, R. I.,

Hambledon, 1985, pp. 234–236, 244. このような処遇のタイトルは登記簿に記されていないこともしばしばである。X was ordained 'ad titulum Y ad omnes ordines sibi concessuum'.

- 61) Burger, Michael, 'Officiales and the *familiare* of the Bishops of Lincoln, 1258–99', *Journal of Medieval History*, 16, 1990, pp. 39–53, at 39–40, 47–48; Hains, R. M., *The Church and Politics in the Fourteenth Century England*, London, 1978, pp. 96–7; Owen, Dorothy, *Church and Society in Medieval Lincolnshire*, Lincoln, 1971, p. 34; Storey, R., *Diocesan administration in thirteenth century England*, York, 1992, p. 12.; Cheney, C., *Episcopal Visitation, 1950*, pp. 20–1.
- 62) Burger, M., 'Bishops, Archdeacons and Communication between Centre and Locality in the diocese of Lincoln, c.1214–99', *The Thirteenth Century England*, V, 1995, Woodbridge, Boydell, pp. 195–206, at 196–7, 199, 202, 206.
- 63) 上記の例は世俗領主が修道院へ推挙権と共に領地の一部を寄進した場合であるが、領地は自己に留保して、推挙権のみ修道院へ寄進する場合もあった。Newman, J. E., 'Greater and lesser landowners and parochial patronage: Yorkshire in the thirteenth century', *EHR*, 92, 1977, pp. 280–308, at pp. 285, 288, 192; セット型は pp. 284, n 5, 287, 289, 296.
- 64) Burger, M., *Bishops, Clerks, and Diocesan Government in Thirteenth Century England: Reward and Punishment.*, Cambridge, 2012, pp. 3–8, 11–12, 25–26, 28–39, 41, 43, 47, 51–52, 81, 124, 136–164, 172, 175–81, 186–87, 241–2, 244.
- 65) Burger, *op.cit.*, pp. 80–81, 113, 170, 172–174.
- 66) Denton, Jeffrey, 'The Competence of the Parish Clergy in Thirteenth Century England', in C. Barron & J. Struttford, ed., *The Church and Learning in Later Medieval Society: Essays in Honour of R. B. Dobson*, Shaun Tyas, Donington, 2002, pp. 279–282, 283; Web site: <http://www.mimas.ac.uk/taxatio/>. Denton, J., 'Towards a new edition of the *Taxtio Ecclesiastica*', *Bulletin of the John Rylands University Library of Manchester*, 79, 1997, pp. 67–79; Hodgson, J. F., 'On the difference of plan alleged to exist between churches of Austin canons and those of monks; and the frequency with which such churches were parochial', *Archaeological Journal*, 41, 1884, pp. 374–414 and 42, 1885, pp. 96–119, 215–46, 331–69, 440–68.
- 67) Knowles, *Monastic Order*, Cambridge, 1940, p. 141, n. 4.
- 68) Reynolds, S., *Kingdoms and Communities in Western Europe 900–1300*, Oxford, 1984, pp. 95–100.
- 69) Davis, Adam, *The Holy Bureaucrat, Eudes Rigaud and Religious Reform in Thirteenth Century Normandy*, Cornell University Press, Ithaca and London, 2006, pp. 70–71, 94–95.
- 70) Forrest, Ian, 'The Survival of Medieval Visitation Records', *Archives*, xxxvii, no. 125, 2012,

pp.1-9; Forrest, 'Continuity and Church in the institutional church', ch.8 of *Oxford Handbook of Medieval Christianity*, ed. John Arnold, Oxford, 2015, pp.185-200; Forrest, 'The Transformation of Visitation in Thirteenth Century England', *Past and Present*, 221, 2012, pp.3-38; Rasche, Ulrich, 'The early phase of Appropriation of parish churches in medieval England', *Journal of Medieval History*, 26: 3, 2012, pp.213-237.

- 71) Burger, *Bishops*, pp.53-57; Wood, p.87.
- 72) Jones, W. R., 'Relations of Two jurisdictions: Conflict and Cooperation in England during the Thirteenth and Fourteenth Centuries', *A Study in Medieval and Renaissance History*, vol. VII, Univ. of Nebraska Press, 1970, pp.77-210; Helmholz, R. H., *Oxford History of the Laws of England*, vol. 1, Oxford, 2004, p.143.
- 73) Chew, H. M., *The English Ecclesiastical Tenants-in-Chief and Knight Service*, Oxford, 1932, Ch.3.
- 74) *Documents of Baronial Reform Movement*, ed. by Treharne and Sanders, Oxford, 1973, pp.82-83.